

## 広域機動捜査班運用要綱の制定について

平成元年 4 月 4 日  
例規(機)第8号千葉県警察本部長

この度、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成元年4月1日から運用することとしたので効果的かつ適切な運用に努められたい。

記

### 1 制定の趣旨

最近の犯罪は高速道路網の延伸、交通機関の発達等により、ますます広域化、スピード化の傾向を強めており、社会構造や住民意識の変化とあいまって、捜査は困難を余儀なくされてきている。

これら広域犯罪に的確に対応していくためには、初動捜査の徹底により犯人の現行犯的検挙に努めるとともに、関係都道府県警察との緊密な連携、捜査体制の充実強化、機動力を駆使した迅速かつ効果的な広域捜査活動等を強力に推進していく必要がある。

そこで、捜査体制強化方策の一環として、機動捜査隊に「広域機動捜査班」を設置し、効果的な捜査活動を展開させることによって、広域捜査の万全を期そうとするものである。

### 2 運用上の留意事項

- (1) 広域機動捜査班は、対象事件の発生に際しては、事件主管課との連携を密にするとともに、その捜査に当たっては専門的技術とあらゆる装備資機材の効果的活用に努めること。
- (2) 広域機動捜査班は、関係都道府県警察の広域機動捜査班と緊密な連携を保ちつつ所要の捜査を推進すること。
- (3) 機動捜査隊長は、広域機動捜査班を派遣した場合は、当該所属長との連絡を密にし、その運用については広域機動捜査班の特性が損なわれることのないよう配慮すること。

別添

## 広域機動捜査班運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、広域機動捜査班の設置、任務、指揮・運用等について必要な事項を定め、もって広域重要事件犯人の早期検挙を図るとともに、事件の拡大又は再発を未然に防止することを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「広域重要事件」とは、広域にわたり発生している重要な事件及び広域にわたり捜査を必要とする重要な事件をいう。
- 2 「対象事件」とは、広域機動捜査班がその捜査に従事すべき事件をいい、広域重要事件のうち次に掲げるものをいう。
  - (1) 殺人、強盗、放火等の凶悪事件
  - (2) 人命に危険が及ぶおそれのある誘拐・人質事件
  - (3) 特異な恐喝・脅迫事件
  - (4) 反抗の手段・方法、被害の程度からみて特異な窃盗事件
  - (5) 暴力団の大規模な抗争事件
  - (6) その他社会的反響の特に大きい事件又は社会的不安を引き起こすおそれのある特異な事件

### 第3 設置

機動捜査隊に広域機動捜査班を置く。

### 第4 編成等

- 1 広域機動捜査班は、班長、副班長、及び班員をもって編成する。
- 2 班長は、機動捜査隊の隊長補佐を、副班長及び班員は機動捜査隊員をもって充てる。
- 3 班長、副班長及び、班員の指定は、機動捜査隊長の推薦に基づき、本部長が別に定めるところにより行う。

### 第5 任務

広域機動捜査班の任務は、対象事件捜査のうち、広域にわたる対応を要するもの及び機動力を要する部分を行なう。

### 第6 指揮・運用

- 1 広域機動捜査班の指揮・運用は、機動捜査隊長が行うものとする。ただし、広域機動捜査班が他の所属に応援派遣されたときは、当該派遣を受けた所属長が広域機動捜査班の指揮・運用にあたるものとする。
- 2 機動捜査隊長は、対象事件（対象事件に発展するおそれのある事件を含む。）を認知した場合には、事件主管課長と協議の上、広域機動捜査班を出動させて所要の捜査を行わせるものとする。
- 3 機動捜査隊長及び広域機動捜査班の応援派遣を受けた所属長は、対象事件の捜査が迅速的確に行われるよう、広域機動捜査班の効果的運用に努めなければならない。

### 第7 班長の責務

班長は、広域機動捜査班の任務を遂行するため、刑事部関係各課、及び関係都道府県

警察の広域機動捜査班と緊密な連携を保ちつつ、広域機動捜査班の機動力を効果的に活用して所要の捜査を行わなければならない。

#### 第8 班員の心得

- 1 常に対象事件の発生状況を把握し、犯罪情勢に対応した活動を展開すること。
- 2 対象事件の発生に際しては、迅速、機敏に出動し、捜査の徹底を期すこと。
- 3 科学的、合理的捜査活動を推進し、犯人の現行犯的検挙を図ること。
- 4 車両、その他捜査装備資機材を常に点検整備し、その取扱いに習熟するとともに最高度の活用を図ること。
- 5 応援派遣された場合には、派遣先捜査員と連携を密にし、積極的な捜査活動を行うこと。
- 6 各種事故防止に努めること。

#### 第9 教養訓練

- 1 機動捜査隊長は、広域機動捜査班員の資質及び能力の向上を図るため、計画的に教養訓練を行わなければならない。
- 2 刑事部関係所属長は、前項の教養訓練に関し、積極的に協力するものとする。

#### 第10 細則

この要綱の実施について必要な事項は、機動捜査隊長が別に定めることができる。